



に反する。

- (1) 請求人は、ホームレス状態で本件申請を行い、新たに保護を開始されたとき、全く家具什器を有していなかった。
- (2) 洗濯機は、現在の日本において日常生活の必需品であり、ほとんどの日本人がその保有と使用を当然の前提とした生活を送っている。
- (3) 請求人にコインランドリーを使用させる場合、洗濯機を購入した場合と比べ遥かに多額の洗濯費を支出しなければならない。
- (4) 本件処分においては、電子レンジや炊飯ジャーについては家具什器費として認められているが、電子レンジや炊飯ジャーは良くて、洗濯機はいけないという区分には、何らの合理性も認められない。

## 第2 認定事実及び判断

### 1 認定事実

- (1) 処分庁は、平成24年6月13日から、請求人に対する保護を開始したこと。
- (2) 請求人は、平成24年7月17日に、処分庁に対し、最低生活に必要な家具什器について持ち合わせがないとして、次のとおり、家具什器費の一時扶助を行うよう本件申請を行ったこと。

内訳（見積）

本件洗濯機	11,800円
折りたたみコタツ	3,980円
電子レンジ	5,980円
炊飯ジャー	5,980円
合計	27,740円

なお、請求人は本件申請時において、上記各家具什器を持ち合わせていなかったこと。

- (3) 処分庁は、本件申請に対し、本件洗濯機は保有の緊急性があるとは認められない等と判断し、本件洗濯機以外の家具什器費15,940円について一時扶助費を支給すると本件処分を行い、平成24年7月18日付け [REDACTED]（以下「本件通知書」という。）で、請求人に通知したこと。

なお、本件通知書には、本件却下部分の理由が記載されていなかったこと。

- (4) 請求人は、平成24年9月16日に、千葉県知事に対し、本件審査請求を提起したこと。
- (5) 処分庁は、本件審査請求について、平成24年10月17日付け弁明書を提出したこと。なお、当該弁明書において、処分庁は、本件却下部

分について、「請求人は世帯のであるが、全自動洗濯機がない場合の、その労力や時間が、全自動洗濯機を使用した場合と比べ、健康で文化的な最低限度の生活を阻害するほど多大なものとはいえず、保有の緊急性があるとは認められない。」と弁明するとともに、前記審査請求の理由(4)の主張に対しては、「請求人の世帯状況及び冷蔵庫を保有していないため、食品の長期保存が困難な状況等の個々の具体的な事情に鑑みて、申請物品の必要性及び緊急性が認められるか判断した」旨反論していること。

## 2 判断

### (1) 家具什器の一時扶助に関する法の仕組みについて

法は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする(法第1条)。そして、法第8条第1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定し、同条第2項は、前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならないと規定する。

これらの規定を受け、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)は、その第7において、最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定することとし、このうち臨時的最低生活費(一時扶助費)は、新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要のある者については、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであるとしている。

これを受け、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)は、その第7の2の(6)において、被保護者が、保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがない場合、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器

を必要とする状態にあると認められるときは、24,900円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えないとした上で、真にやむを得ない理由により、この額により難いと認められるときは、39,900円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えないとしている。また、これらの場合においては、収入充当順位にかかわらず、現物給付の方法によるとするが、現物給付の方法によることが適当でない認められるときは、金銭給付の方法によっても差し支えないこととしている。

(2) 本件処分のうちの本件却下部分について

これを本件についてみるに、請求人は、前記認定事実(1)及び(2)のとおり、新たに保護開始する際に、生活の基盤となる物資を欠いている状態であったと認められる。

そして、本件処分においては、前記認定事実(2)及び(3)のとおり、折りたたみコタツ、電子レンジ及び炊飯ジャー(以下「本件認定家電」という。)については一時扶助を認め、本件洗濯機については一時扶助を認めていないところ、洗濯機は、それがいかなる型式のものであるかを問わず、現代においては、社会通念上、最低生活に必要不可欠な物資であるという過言ではなく、また、本件申請が行われたのが夏季であることからすれば、洗濯機は、コタツより、支給の緊急性が高いと認められる。

そうすると、前記(1)の次官通知第7にいう、最低生活に必要不可欠か否か、支給に緊急性があるか否かという点において、本件認定家電と本件洗濯機との間に、社会通念上、合理的な差異があるとは考え難い。

この点につき、前記認定事実(5)のとおり、処分庁は、「請求人の世帯状況及び冷蔵庫を保有していないため、食品の長期保存が困難な状況等の個々の具体的な事情に鑑みて、申請物品の必要性及び緊急性が認められるか判断した」と弁明するも、本件認定家電については一時扶助を認め、本件洗濯機については一時扶助を認めない点について、合理的に説明するものとはいえない。

以上によれば、本件処分において、処分庁が、本件認定家電については一時扶助を認め、本件洗濯機については一時扶助を認めなかったことは、妥当性を欠くというほかない。

したがって、本件決定のうち、本件却下部分は不当であるから、取消しを免れない。

(3) 理由附記について

法第24条第1項及び第2項の規定により、保護の実施機関は、保護

の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもってこれを通知しなければならない(第1項)、この書面には、決定の理由を附さなければならない(第2項)。そして、同条第5項は、保護の変更の申請があった場合に上記各規定を準用すると規定する。

これを本件通知書についてみると、前記認定事実(3)のとおり、本件却下部分の理由が附記されておらず、法第24条第5項に違反する。

よって、本件決定のうち、本件却下部分は、この点について違法であるから、取消しを免れない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成24年12月26日

千葉県知事 鈴木 栄 治

